府政防第 910 号－２
令和７年５月 30 日

都道府県知事・救助実施市長　殿

災害対応車両登録制度の運用開始に係る周知及び協力依頼について

内閣府政策統括官（防災担当）

平素より防災施策の推進に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

今般、内閣府では、令和６年１月に発生した能登半島地震での教訓を踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トレーラーハウス等のいわゆる災害対応車両について、平時から登録・データベース化する施策を、本年６月１日より開始することとしました。

本施策の実効性を確保するため、都道府県・救助実施市におかれましては、１．についてご承知おきいただくとともに、２．について御協力を賜りたく、よろしくお願い致します。

なお、本連絡に関して、都道府県におかれましては庁内関係部局、貴管内市町村及び関係機関・団体に対し、救助実施市におかれましては庁内関係部局及び関係機関・団体に対し、それぞれ広く周知徹底を図っていただけますよう、併せてよろしくお願い致します。

記

１．災害対応車両登録制度について（周知）

（１）背景

令和６年能登半島地震では、キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー、ランドリーカー等のいわゆる災害対応車両が、温かい食事や快適なトイレの提供等を通じた避難生活環境の改善、被災者に対する良好な居住環境の提供、他の自治体からの応援職員に対する宿泊場所の提供等の観点で有効に活用されました。

一方、これらの災害対応車両について、その所在情報等を行政側で事前に十分に把握できていなかったため、その活用に際しては、関係事業者に、所在情報等に加え、被災自治体への提供可否等を、都度、調査・確認せざるを得ない、といったことがありました。

このため、内閣府では、今後発生する災害時における、より円滑な被災者支援等の実現に向け、令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（中央防災会議 防災対策実行会議 令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）等を踏まえ、災害対応車両等を平時から登録し、その内容をデータベース化しておくなど、被災自治体のニーズに応じて、迅速に提供するための仕組みを構築することとしました。

（参考）令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）

https://www.bousai.go.jp/jishin/noto/taisaku_wg_02/pdf/hokoku.pdf

※P69、105 に関連する記載あり

（２）制度概要

災害対応車両登録制度の概要は、次のとおりです（別添資料も適宜御参照願います。）。

- ○ 災害対応車両（本項において「車両」という。）とは、発災時に、避難所、仮設住宅若しくはトイレの用途に供され、又は、食事、洗濯若しくは入浴サービスを提供する用途に供される自走型、牽引型（トレーラー等）、運搬型（コンテナ等）の車両をいう。
- ○ 登録の対象は、車両又は災害対応車両調整法人（発災時に車両の配車調整等を行う法人。本項において「調整法人」という。）のいずれか。
- ○ 内閣総理大臣は、車両の所有者又は調整法人の申請に基づき、各申請者が発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか、車両が登録基準に適合するか等を確認し、登録。登録した車両又は調整法人の情報は、データベース化し、自治体等へ共有。
- ○ 被災自治体は、車両を必要とする場合、災害対応車両検索システム（後述）を参照し、所有者又は調整法人と個別に調整。国は、被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施。
- ○ 内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、災害救助法に基づき負担（災害救助法の適用災害が前提）。
- ○ 上記制度の骨格は、告示（災害対応車両等登録規程）で規定。

（３）スケジュール等

本登録制度は、本年６月１日より、施行します（同日以降、登録の申請受付を開始）。可能な限り速やかに登録作業を進め、今夏以降に発生する災害から有効活用できるよう、運用していきます。

（４）災害対応車両検索システム（D－TRACE）

本登録制度に係る各種情報提供を行う特設HPを立ち上げましたので、御参照ください。

併せて、この特設HPの中に、登録に係る申請機能、登録車両等に係る検索機能（データベース機能）等を搭載した災害対応車両検索システム（D-TRACE）を立ち上げました。なお、D-TRACEは、発災時における迅速な被災者支援等を実現する制度の趣旨を踏まえ、広く一般には公開せず、国、地方自治体、本制度による登録を受けた者が閲覧できることとしています（各都道府県宛てには、後日、D-TRACE閲覧に係るアカウント設定用のURLを送付します。）。

https://pr.d-trace.go.jp（災害対応車両登録制度　特設HP）
https://d-trace.go.jp（災害対応車両検索システム（D－TRACE））

※ D-TRACEとは、災害対応車両検索システムの英語表記（Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine）の頭文字をとったものです
※ D-TRACEの運用マニュアルを整備し、後日、特設HP内にアップします

２．災害対応車両登録制度の運用に係る協力依頼

本登録制度の実効性を確保するため、以下３点について、御協力を賜りたく、よろしくお願い致します。

（１）発災時における災害対応車両を活用した被災者支援等の実施について

今後発生する災害時に、各地方自治体において災害対応車両を活用して被災者支援等を実施する場合には、災害対応車両検索システム（D－TRACE）を参照のうえ、本制度に基づく登録を受けた車両を御活用ください。

（２）各地方自治体等が所有する災害対応車両の登録について

各地方自治体及び関係機関・団体においても、今後の大規模災害に備えるうえで、災害対応車両（トイレカー等）を所有している場合があるかと存じます。発災時には他の被災自治体に提供し、迅速な被災者支援等を実現する、という本登録制度の趣旨に御賛同いただける場合には、本制度による登録を受けていただきたく、御協力のほどよろしくお願い致します。

詳細は、内閣府防災担当まで、お気軽に御相談ください。

（３）登録促進に向けたインセンティブ措置の実施について

①インセンティブ措置の必要性

今後の大規模災害に備えるうえでは、本制度に基づく登録を受けた災害対応車両を可能な限り多く確保することが重要であり、登録促進に向けたインセンティブ措置を講ずることが有効です。

この点、関係団体等からは、平時の事業拠点を円滑に確保できる環境整備が重要との意見を受けています（例えば、キッチンカーの場合、災害支援を円滑に行うため、事業規模の拡大が重要であり、そのためには、平時の事業拠点を十分に確保することが重要。例えば、国、地方自治体等の公共主体が所有する行政庁舎、公園、公共用地等は有力な事業拠点となり得る、といった意見があります。）。

こうした意見も踏まえ、本制度に基づく登録を受けた災害対応車両は、公共主体が所有する施設に優先的に入構し、事業活動を実施できることとする等のインセンティブ措置の導入を推進したいと考えております。

②インセンティブ措置の実施依頼

キッチンカー、トレーラーハウスなど本制度の登録対象となる災害対応車両は、現在、例えば、（※１）記載の場所において、平時の事業活動を営んでいることが確認されています。

このうち、各省庁や地方自治体の所管に係る公共的な施設においては、本制度の登録対象となる災害対応車両を既に導入し、又は今後導入を予定している場合は、例えば、登録を受けた車両を優先的に活用するなど、（※２）記載の取組事例を参考としたインセンティブ措置を実施いただきたく、御協力方よろしくお願い致します。

なお、全国の公共施設におけるインセンティブ措置の実施状況等を把握するため、今後、必要に応じてフォローアップ調査を実施することも検討しております。併せてよろしくお願い致します（把握した事例は、先述のウェブサイト等で公表する予定）。

（※１）平時における災害対応車両の事業場所（確認できた主なもの）

行政庁舎（合同庁舎、各種事務所、市役所、町村役場等)、河川施設（河川敷等)、公園施設、道路施設（道の駅、SA/PA 等)、住宅団地（公営・UR 住宅等)、港湾施設（みなとオアシス等)、空港施設、学校、各種公共施設（運動施設（総合体育館、運動場、競技場等)、図書館、病院、コミュニティセンター、文化会館、動物園、水族館等）

（※２）内閣府における取組事例

例えば、内閣府では、既に以下の取組を進めています。

■内閣府（中央合同庁舎８号館及び永田町合同庁舎）内のキッチンカー

現在、内閣府（中央合同庁舎８号館及び永田町合同庁舎）では、主として、職員向けの飲食提供の観点から、平日昼間にキッチンカー事業者が入構し、営業していますが、次回の事業者更新時には、本制度による登録を受けた車両の所有者（事業者）が相対的に高く評価されるよう、事業者選定基準を見直す予定です。

■迎賓館赤坂離宮（東京都港区元赤坂）内のキッチンカー

現在、迎賓館赤坂離宮（東京都港区元赤坂）では、主として、来館者向けの飲食提供の観点から、キッチンカー事業者が入構し、営業していますが、次回の事業者更新時には、本制度による登録を受けた車両の所有者（事業者）が相対的に高く評価されるよう、事業者選定基準を見直す予定です。

＜本件担当＞
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
清水・上野・阿部
連絡先：03-3503-9394
メール：naikakuhubousai.d-trace@cao.go.jp

以　上

令和７年５月 30 日
内閣府政策統括官（防災担当）

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会　へ公表

発災時にキッチンカー、トレーラーハウス等の災害対応車両を被災自治体に迅速に提供できるようにします
～災害対応車両登録制度の運用開始について～

１．制度創設の背景

令和６年能登半島地震では、キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー、ランドリーカー等のいわゆる災害対応車両が、温かい食事や快適なトイレの提供等を通じた避難生活環境の改善、被災者に対する良好な居住環境の提供、他の自治体からの応援職員に対する宿泊場所の提供等の観点で有効に活用されました。

一方、これらの災害対応車両について、その所在情報等を行政側で事前に十分に把握できていなかったため、その活用に際しては、関係事業者に、所在情報等に加え、被災自治体への提供可否等を、都度、調査・確認せざるを得ない、といったことがありました。

このため、内閣府では、今後発生する災害時における、より円滑な被災者支援等の実現に向け、「令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（中央防災会議 防災対策実行会議 令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）」等を踏まえ、災害対応車両等を平時から登録し、その内容をデータベース化しておくなど、被災自治体のニーズに応じて、迅速に提供するための仕組みを構築し、本年６月１日より運用を開始することとしました。

２．災害対応車両登録制度の概要

災害対応車両登録制度の概要は、次のとおりです。

○　災害対応車両（本項において「車両」という。）とは、発災時に、避難所、仮設住宅若しくはトイレの用途に供され、又は、食事、洗濯若しくは入浴サービスを提供する用途に供される自走型、けん引型（トレーラー等）、運搬型（コンテナ等）の車両をいう。

○　登録の対象は、車両又は災害対応車両調整法人（発災時に車両の配車調整等を行う法人。本項において「調整法人」という。）のいずれか。

○　内閣総理大臣は、車両の所有者又は調整法人の申請に基づき、各申請者が発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか、車両が登録基準に適合するか等を確認し、登録。登録した車両又は調整法人の情報は、データベース化し、自治体等へ共有。

○　被災自治体は、車両を必要とする場合、災害対応車両検索システム（３．にて後述）を参照し、所有者又は調整法人と個別に調整。国は、被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施。

○　内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、災害救助法に基づき負担（災害救助法の適用災害が前提）。

３．災害対応車両検索システム（D－TRACE）

本登録制度に係る各種情報提供を行う特設HPを立ち上げましたので、御参照ください。

あわせて、この特設HPの中に、登録に係る申請機能、登録車両等に係る検索機能（データベース機能）等を搭載した災害対応車両検索システム（D-TRACE）を立ち上げました。なお、D-TRACEは、発災時における迅速な被災者支援等を実現する制度の趣旨を踏まえ、広く一般には公開せず、国、地方自治体、本制度による登録を受けた者が閲覧できることとしています。

https://pr.d-trace.go.jp　（災害対応車両登録制度　特設HP）
https://d-trace.go.jp　（災害対応車両検索システム（D－TRACE））

※D-TRACEとは、災害対応車両検索システムの英語表記（Disaster Trailers-containers-vehicles Registration and Coordination Engine）の頭文字をとったものです。

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
清水、上野、阿部、伊藤
Mail naikakuhubousai.d-trace@cao.go.jp
TEL　03-3503-9394（直通）

災害対応車両登録制度について

令和7年5月30日
内閣府政策統括官（防災担当）

災害対応車両登録制度の概要

※D-TRACEとは、「災害対応車両検索システム」の英語表記（Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine）の頭文字をとったもの

登録制度の概要

- 〇 災害対応車両（以下「車両」という。）とは、発災時に、避難所、仮設住宅若しくはトイレの用途に供され、又は、食事、洗濯若しくは入浴サービスを提供する用途に供される自走型、牽引型（トレーラー等）、運搬型（コンテナ等）の車両をいう。
- 〇 登録の対象は、車両又は災害対応車両調整法人（発災時に車両の配車調整等を行う法人。以下「調整法人」という。）のいずれか。
- 〇 内閣総理大臣は、車両の所有者又は調整法人の申請に基づき、各申請者が発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか、車両が登録基準に適合するか等を確認し、登録。登録した車両又は調整法人の情報は、データベース化し、自治体等へ共有（下図①②）。
- 〇 被災自治体は、車両を必要とする場合、災害対応車両検索システム（D-TRACE※）を参照し、所有者又は調整法人と個別に調整（下図③④）。国は、被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施。
- 〇 内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、災害救助法に基づき負担（下図⑤）。
- 〇 上記制度の骨格は、告示（災害対応車両等登録規程）で規定。本年6月1日より施行（同月中に運用開始）。

■ 災害対応車両の例　※発災時に①避難所、②住まい、③トイレ、又は④食事・⑤洗濯・⑥入浴のためのサービスを提供する用途に供される自走型、牽引型（トレーラー等）、運搬型（コンテナ等）の車両をいう

キッチンカー

トレーラーハウス

ムービングハウス

トイレトレーラー

キャンピングカー

ランドリーカー

シャワートレーラー

■ 登録制度イメージ

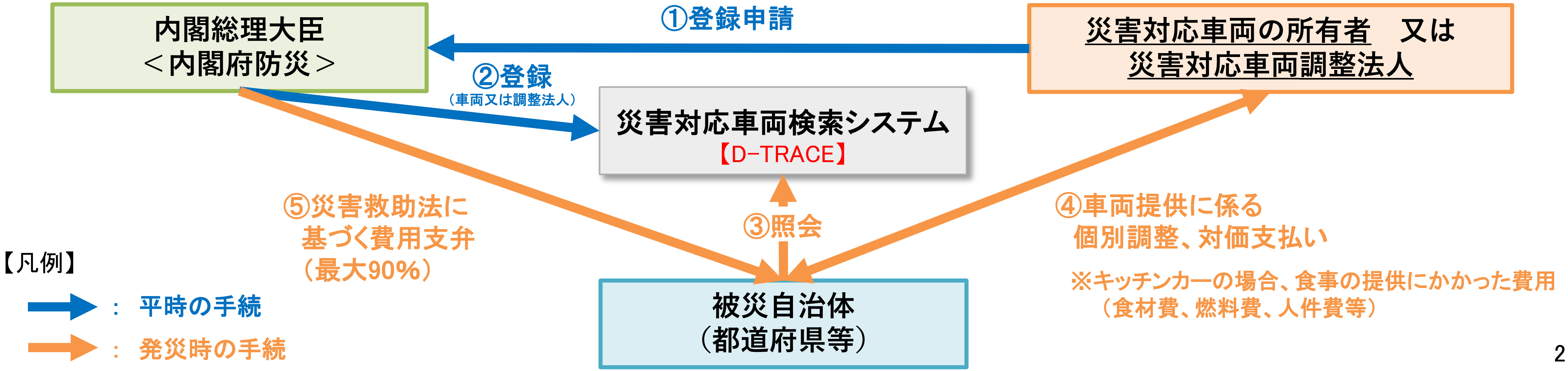

災害対応車両に係る登録基準の概要

災害対応車両に係る登録基準は、次のとおり（告示からの委任に基づき、災害救助事務取扱要領にて規定）。
登録に際しては、申請に係る車両が次の基準に適合するか否かを審査し、適合するものを登録。

【凡例】○：登録基準　■：自己申告事項

避難所（トレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、キャンピングカー、キャンピングトレーラー等）

○ 1人あたり1台のベッドが確保されていること
○ 冷暖房、湯沸し、冷蔵庫、照明、換気の各設備が設けられていること 等

■ トイレ、キッチン設備、テレビ、電子レンジ等の有無
■ 面積、利用可能人数　等

住まい（トレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス等）

○ 台所、洗面所、浴室、便所及び物干し場が設けられていること
○ 一定の広さ（20㎡以上等）が確保されていること　等

■ 階数、面積、断熱数値
■ 雨どい、濡れ縁、掃き出し窓、温水洗浄便座の有無　等

トイレ（トイレトレーラー、トイレカー、トイレコンテナ等）

○ 原則として便房が2以上あること
○ 快適トイレ仕様（水洗、臭い防止、照明、施錠等）であること　等

■ 個室の数、小便器・大便器の数、温水洗浄機能の有無
■ し尿処理装置の有無、貯留・給水タンク容量　等

食事（キッチンカー、キッチントレーラー、キッチンコンテナ等）

○ 温冷環境に配慮した食事の提供が可能であること
○ 一以上の都道府県から営業許可を受けていること　等

■ 提供可能なメニュー・食数、車両内での食品ストックの可否
■ 車両のみ提供（調理人は被災地で調達）の可否　等

洗濯（ランドリーカー、ランドリートレーラー、ランドリーコンテナ等）

○ 洗濯機及び乾燥機が3つ以上あること　等

■ 洗濯機・乾燥機の設置台数・容量、洗濯畳みスペース・待合スペースの有無
■ 冷暖房、監視カメラ、洗剤等の自動投入機能の有無　等

入浴（シャワーカー、シャワートレーラー、シャワーコンテナ等）

○ 浴槽及びシャワー、又は、シャワーが2つ以上あること
○ 脱衣所、給湯、暖房、照明、換気の各設備が設けられていること　等

■ 浴槽・シャワーの台数
■ 冷房設備の有無　等

災害対応車両登録制度に係る情報提供

○ 災害対応車両登録制度の普及・促進に向け、特設HPを新設し、情報提供の充実化を図る。

○ 上記HP内に、登録に係る申請機能、登録された車両情報等を検索できるデータベース機能等を搭載した災害対応車両検索システム（D-TRACE*）を設ける。D-TRACEは、ID・PWを持った者に限り閲覧できることとする。

* Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine

※内閣府防災HP内にバナーを貼り、リンクを行う予定

災害対応車両登録制度　特設HP

https://pr.d-trace.go.jp（5/30稼働予定）

ID・PWを持った者以外の者も含め、
広く一般に情報提供する

＜主な掲載情報＞　※　順次アップデート予定

○制度概要
○新着情報（お知らせ）
○FAQ
○災害対応車両の活用事例
○新規登録に係る申請入口　等

災害対応車両検索システム（D-TRACE）

https://d-trace.go.jp（5/30稼働予定）

ID・PWを持った者のみ閲覧可能

＜主な機能＞

○登録に係る申請機能
（変更登録、定期的な情報確認等）
○登録車両等に係る検索機能
（データベース機能）
○マイページ機能
（過去の問い合わせ履歴等）

災害対応車両登録制度に係る情報提供概念図

災害対応車両検索システム（D-TRACE：ディートレイス）

○　今般、登録に係る申請機能、登録された車両情報等を検索できるデータベース機能等を搭載した災害対応車両検索システム（D-TRACE）を新たに整備。　URL：https://d-trace.go.jp ※5/30より稼働予定

○　内閣総理大臣の登録を受けた災害対応車両等を、所在地・用途などから簡単に検索可能。

○　D-TRACEは、発災時における迅速な被災者支援等を実現する制度の趣旨を踏まえ、広く一般には公開せず、国、地方自治体、本制度による登録を受けた者が閲覧できることとする。

4つの検索軸（地域、車種、用途、キーワード）から検索可能

災害対応車両検索システム（D-TRACE）の検索画面トップ（イメージ）

検索条件に合致する災害対応車両を自動的に抽出

災害対応車両検索システム（D-TRACE）の検索結果画面トップ（イメージ）

〇令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）（抄）令和6年11月

Ⅱ．今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針

２．国・地方公共団体等における災害応急対応

２－⑷．災害対応業務に関する装備品、環境の充実　＜P69＞

特に、災害時に活用可能なトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス等について、平時からあらかじめ登録し、データベースを作成する等、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべきである。

３．被災者支援

３－⑹．専門性を有するNPOや民間企業等との連携による一体的支援　＜P105＞

移動型車両・コンテナ等が被災地における迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、トイレトレーラー、トイレカー、トイレコンテナ、キッチンカー、ランドリーカー等について、平時からあらかじめ登録し、データベースを作成する等、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みや、自治体間で連携して相互に派遣し合う仕組みづくりなど、全国どこの避難所でも活用できるようにするための方法について検討し、自治体や関係業界との間で整理する必要がある。

（参考）
「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」は以下より参照できます
https://www.bousai.go.jp/jishin/noto/taisaku_wg_02/pdf/hokoku.pdf

令和7年
6月1日
登録開始

災害対応車両登録制度が始まります

○災害に遭われた方々に対し迅速に良好な生活環境を提供することは、災害関連死を防ぐうえでも、大変重要です。

○キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー等の災害対応車両は、発災直後から、温かい食事や快適な居住・衛生環境等を提供します。これらは、令和6年能登半島地震でも活躍しました。

○災害時にこれら災害対応車両を有効に活用し、円滑な被災者支援を実現するため、令和7年6月1日より、災害対応車両登録制度の運用を開始します。

※災害対応車両登録制度とは、災害対応車両／災害対応車両調整法人を平時から登録・データベース化しておくことで、発災後、被災自治体のニーズに応じて、迅速に災害対応車両を提供できるようにするための制度です。

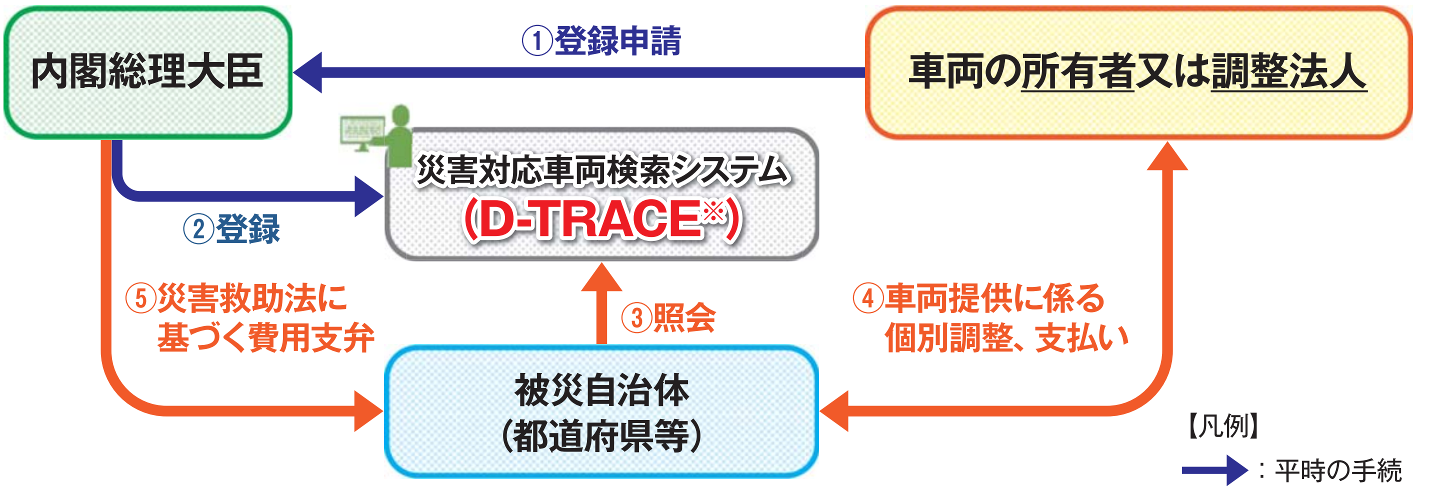

災害対応車両登録制度のイメージ

※Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engineの頭文字をとったもの

災害対応車両登録制度の概要

登録の対象は

(1) 災害対応車両又は(2) 災害対応車両調整法人のいずれかです。それぞれ、(1) 災害対応車両の所有者又は(2) 災害対応車両調整法人からの申請に基づき、内閣総理大臣が登録します。

▶災害対応車両とは、発災時に、①避難所、②住まい、③トイレ、又は、④食事・⑤洗濯・⑥入浴のためのサービスを提供する用途に供されるもので、自走型のほか、運搬又は牽引される形態のもの（コンテナ型やトレーラー型）が対象となります（以下「車両」と略称）。

▶災害対応車両調整法人とは、発災時に、災害対応車両の配車調整等を行う法人です（以下「調整法人」と略称）。

災害対応車両の例

登録の基準は

○車両の所有者又は調整法人が、

・発災時に被災自治体を支援する意思を有している、及び、

・一定の欠格事由に該当しない必要があります。

○また、車両を登録する際には、申請に係る車両が、一定の登録基準（下記参照）に適合している必要があります。

①避難所
- 1人あたり1台のベッドが確保されていること
- 冷暖房、湯沸し、冷蔵庫、照明、換気の各設備が設けられていること等

②住まい
- 台所、洗面所、浴室、便所及び物干し場が設けられていること
- 一定の広さ（20m²以上等）が確保されていること等

③トイレ
- 原則として便房が2以上あること
- 快適トイレ仕様（水洗、臭い防止、照明、施錠等）であること等

④食事
- 温冷環境に配慮した食事の提供が可能であること
- 一以上の都道府県から営業許可を受けていること等

⑤洗濯
- 洗濯機、乾燥機が3つ以上あること等

⑥入浴
- 浴槽及びシャワー、又は、シャワーが2つ以上あること
- 脱衣所、給湯、暖房、照明、換気の各設備が設けられていること等

登録後・発災後の対応は

○災害対応車両検索システム（D-TRACE※）に、登録を受けた車両等の情報が、順次、蓄積されます。

○地方自治体は、D-TRACEを参照し、ニーズに沿う車両を検索できます。

○国は、災害救助法に基づき、地方自治体が支出した費用の最大９割を負担します。

※Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine

災害対応車両検索システム（D-TRACE）による車両検索の例

車両の活用により、発災直後から良好な生活環境の確保が可能に

令和7年
6月1日
登録開始

災害対応車両登録制度が始まります

○災害に遭われた方々に対し迅速に良好な生活環境を提供することは、災害関連死を防ぐうえでも、大変重要です。
○キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー等の災害対応車両は、発災直後から、温かい食事や快適な居住・衛生環境等を提供します。これらは、令和6年能登半島地震でも活躍しました。
○災害時にこれら災害対応車両を有効に活用し、円滑な被災者支援を実現するため、令和7年6月1日より、災害対応車両登録制度の運用を開始します。

※災害対応車両登録制度とは、災害対応車両／災害対応車両調整法人を平時から登録・データベース化しておくことで、発災後、被災自治体のニーズに応じて、迅速に災害対応車両を提供できるようにするための制度です。

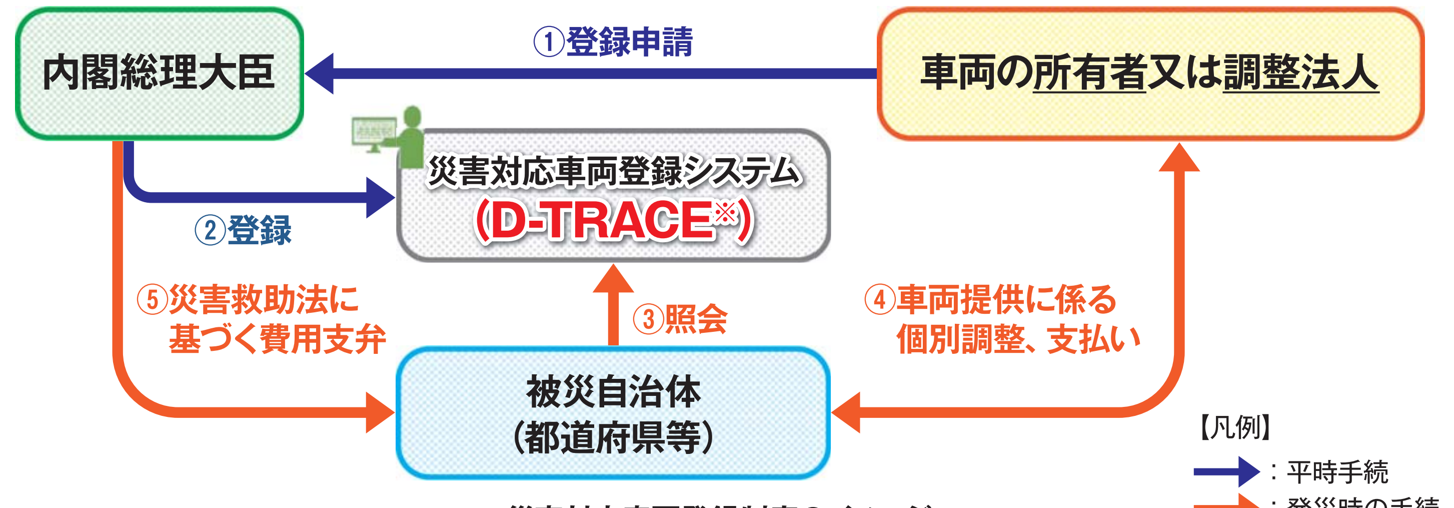

災害対応車両登録制度のイメージ

※Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engineの頭文字をとったもの

災害対応車両登録制度の概要

登録の対象は

(1) 災害対応車両又は(2) 災害対応車両調整法人のいずれかです。それぞれ、(1) 災害対応車両の所有者又は(2) 災害対応車両調整法人からの申請に基づき、内閣総理大臣が登録します。

▶災害対応車両とは、発災時に、①避難所、②住まい、③トイレ、又は、④食事・⑤洗濯・⑥入浴のためのサービスを提供する用途に供されるもので、自走型のほか、運搬又は牽引される形態のもの（コンテナ型やトレーラー型）が対象となります（以下「車両」と略称）。
▶災害対応車両調整法人とは、発災時に、災害対応車両の配車調整等を行う法人です（以下「調整法人」と略称）。

災害対応車両の例

登録の基準は

○車両の所有者又は調整法人が、
・発災時に被災自治体を支援する意思を有している、及び、
・一定の欠格事由に該当しない必要があります。
○また、車両を登録する際には、申請に係る車両が、一定の登録基準（下記参照）に適合している必要があります。

①避難所
○ 1人あたり1台のベッドが確保されていること
○ 冷暖房、湯沸し、冷蔵庫、照明、換気の各設備が設けられていること等

②住まい
○ 台所、洗面所、浴室、便所及び物干し場が設けられていること
○ 一定の広さ（$20m^2$以上等）が確保されていること等

③トイレ
○ 原則として便房が2以上あること
○ 快適トイレ仕様（水洗、臭い防止、照明、施錠等）であること等

④食事
○ 温冷環境に配慮した食事の提供が可能であること
○ 一以上の都道府県から営業許可を受けていること等

⑤洗濯
○ 洗濯機、乾燥機が3つ以上あること等

⑥入浴
○ 浴槽及びシャワー、又は、シャワーが3つ以上あること
○ 脱衣所、給湯、暖房、照明、換気の各設備が設けられていること等

登録後・発災後の対応は

○災害対応車両検索システム（D-TRACE※）に、登録を受けた車両等の情報が、順次、蓄積されます。
○地方自治体は、D-TRACEを参照し、ニーズに沿う車両を検索できます。
○国は、災害救助法に基づき、地方自治体が支出した費用の最大９割を負担します。

災害対応車両検索システム（D-TRACE）による車両検索の例

車両の活用により、発災直後から良好な生活環境の確保が可能に

登録を申請される方へ（災害対応車両の所有者・災害対応車両調整法人）

登録の手順は

○災害対応車両検索システム（D-TRACE）上の「申請ページ」から、ウェブ上で登録を申請できます。
○申請者の情報、車両の規格に関する情報等の入力に加え、プルダウン方式で回答いただく申請事項を多く設定するなど、極力、申請に係る負担の軽減に努めています。
○発災時に、被災自治体への車両の提供の可否等を真摯に検討することが登録の条件となるため、この旨を申請フォーム上で「承諾」いただきます（「承諾する」にチェックを入れる）。
○必要書類（以下）をアップロードすれば、申請手続は完了です。

D-TRACE上の車両情報の入力画面例

【災害対応車両の登録を受ける場合】
〈必ずご用意いただくもの〉
・欠格事由に該当しないことの誓約書、車両に係る設計図書、竣工図書、写真
〈必要に応じてご用意いただくもの〉
・自動車検査証の写し、食品衛生法に基づく営業許可証の写し 等

【災害対応車両調整法人の登録を受ける場合】
・欠格事由に該当しないことの誓約書、定款その他活動内容が分かる資料

▶登録は5年ごとの更新制です。
▶システム上での電子申請が原則ですが、書面申請も可能です。ご希望の場合、内閣府へお問合せください。
▶常に最新の情報がデータベースに掲載されるよう、登録内容に変更が生じた場合には、ご自身でデータベースにアクセスして変更いただくほか、年に2回（4月30日、10月31日）、掲載されている情報が最新か否かを確認いただきます。

よくあるご質問

質問　登録を受けた場合には、自治体からの車両提供要請に、必ず応じなければなりませんか？
回答　車両の提供可否を真摯に検討いただきますが、その結果、提供が困難と判断された場合には、車両提供の必要はありません。

登録を受けた場合のメリット

○国が運用するデータベース（災害対応車両検索システム）に車両等の情報が記載されるため、災害時の活用可能性が高まります。
○発災後、被災自治体からの要請に基づき車両を提供した場合は、その貸与等に係る対価が被災自治体から支払われます（国は、被災自治体に対し、災害救助法に基づく費用負担を実施）。
○平時には、本制度による登録を受けていない車両と比べて、国や地方自治体が管理する公共施設に優先的に入構し、営業活動を営むことができる場合があります。

お問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館
電話03-3503-9394（直通）　FAX03-3502-6034
naikakuhubousai.d-trace@cao.go.jp

災害対応車両検索システム（D-TRACE）の詳細は
https://pr.d-trace.go.jpをご参照ください➡

災害対応車両を活用される方へ（地方自治体）

発災時の手順は

○発災後、車両の活用を検討する被災自治体は、災害対応車両検索システム（D-TRACE）上でニーズに沿った車両の検索が可能です。
○被災自治体は、提供を希望する車両の所有者や調整法人との間で、車両提供の可否、期間、費用等について、個別に調整します。
○調整の結果、車両の提供を受けた場合は、被災自治体は、その対価（車両のレンタル費用等）を車両の所有者、又は、調整法人に直接支払います。
○国は、被災自治体が負担した費用について、災害救助法に基づき、最大9割を負担します。

D-TRACE上の車両検索画面の表示例

▶災害対応車両検索システム（D-TRACE）は、全ての地方自治体が閲覧できます。
▶迅速な被災者支援等を実現するため、車両の確保に際しては、被災自治体と車両の所有者等との個別調整を原則としています。一方、被災自治体による個別調整が困難な場合は、国がサポートすることもありますので、内閣府まで、ご相談ください。
▶複数の都道府県において広域的な被害が発生している場合を念頭に、国は、被災自治体又は車両の所有者若しくは調整法人との間で、車両の提供先となる被災自治体の変更を調整させていただくことがあります。

よくあるご質問

質問　災害救助法が適用されていない災害であっても、国による費用負担の対象となりますか？
回答　国による費用負担は、災害救助法が適用された災害に限り行います。

質問　車両の所有者等との個別調整の結果、車両の提供意思が示されました。この場合、当自治体において、当該車両を活用できるとの理解でよいですか？
回答　その理解で結構です。ただし、複数の都道府県において広域的な被害が発生している場合を念頭に、国が総合調整（車両の提供先の変更調整等）を実施する場合があります。

災害対応車両検索システム（D-TRACE）を活用するメリット

○国が運用するデータベース（災害対応車両検索システム）に登録を受けた車両や調整法人の情報が記載されるため、車両を検索する手間が大幅に削減され、迅速な被災者支援等を実現できます。

お問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館
電話03-3503-9394（直通）　FAX03-3502-6034
naikakuhubousai.d-trace@cao.go.jp

災害対応車両検索システム（D-TRACE）の詳細は
https://pr.d-trace.go.jpをご参照ください➡

令和7年
6月1日
登録開始

災害対応車両登録制度が始まります

○災害に遭われた方々に対し迅速に良好な生活環境を提供することは、災害関連死を防ぐうえでも、大変重要です。

○キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー等の災害対応車両は、発災直後から、温かい食事や快適な居住・衛生環境等を提供します。これらは、令和6年能登半島地震でも活躍しました。

○災害時にこれら災害対応車両を有効に活用し、円滑な被災者支援を実現するため、令和7年6月1日より、災害対応車両登録制度の運用を開始します。

※災害対応車両登録制度とは、災害対応車両／災害対応車両調整法人を平時から登録・データベース化しておくことで、発災後、被災自治体のニーズに応じて、迅速に災害対応車両を提供できるようにするための制度です。

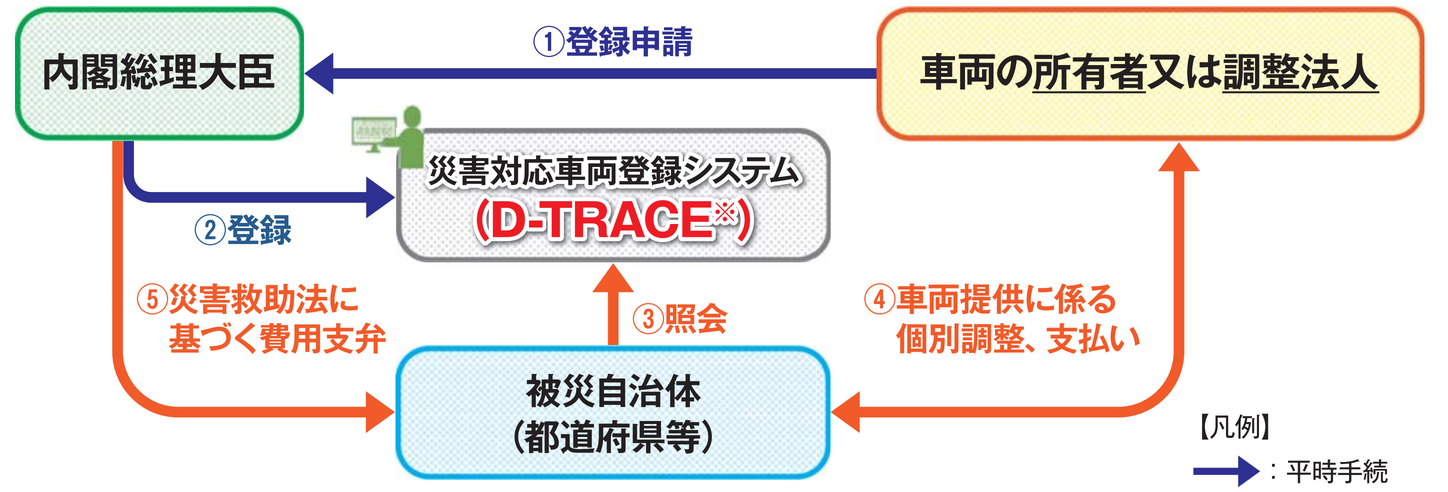

災害対応車両登録制度のイメージ

※Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engineの頭文字をとったもの

災害対応車両登録制度の概要

登録の対象は

(1) 災害対応車両又は(2) 災害対応車両調整法人のいずれかです。それぞれ、(1) 災害対応車両の所有者又は(2) 災害対応車両調整法人からの申請に基づき、内閣総理大臣が登録します。

▶災害対応車両とは、発災時に、①避難所、②住まい、③トイレ、又は、④食事・⑤洗濯・⑥入浴のためのサービスを提供する用途に供されるもので、自走型のほか、運搬又は牽引される形態のもの（コンテナ型やトレーラー型）が対象となります（以下「車両」と略称）。

▶災害対応車両調整法人とは、発災時に、災害対応車両の配車調整等を行う法人です（以下「調整法人」と略称）。

災害対応車両の例

登録の基準は

○車両の所有者又は調整法人が、
・発災時に被災自治体を支援する意思を有している、及び、
・一定の欠格事由に該当しない必要があります。

○また、車両を登録する際には、申請に係る車両が、一定の登録基準（下記参照）に適合している必要があります。

①避難所
- ○ 1人あたり1台のベッドが確保されていること
- ○ 冷暖房、湯沸し、冷蔵庫、照明、換気の各設備が設けられていること等

②住まい
- ○ 台所、洗面所、浴室、便所及び物干し場が設けられていること
- ○ 一定の広さ（20m²以上等）が確保されていること等

③トイレ
- ○ 原則として便房が2以上あること
- ○ 快適トイレ仕様（水洗、臭い防止、照明、施錠等）であること等

④食事
- ○ 温冷環境に配慮した食事の提供が可能であること
- ○ 一以上の都道府県から営業許可を受けていること等

⑤洗濯
- ○ 洗濯機、乾燥機が3つ以上あること等

⑥入浴
- ○ 浴槽及びシャワー、又は、シャワーが3つ以上あること
- ○ 脱衣所、給湯、暖房、照明、換気の各設備が設けられていること等

登録後・発災後の対応は

○災害対応車両検索システム（D-TRACE※）に、登録を受けた車両等の情報が、順次、蓄積されます。

○地方自治体は、D-TRACEを参照し、ニーズに沿う車両を検索できます。

○国は、災害救助法に基づき、地方自治体が支出した費用の最大９割を負担します。

災害対応車両検索システム（D-TRACE）による車両検索の例

車両の活用により、発災直後から良好な生活環境の確保が可能に

登録を申請される方へ（災害対応車両の所有者・災害対応車両調整法人）

登録の手順は

○災害対応車両検索システム（D-TRACE）上の「申請ページ」から、ウェブ上で登録を申請できます。

○申請者の情報、車両の規格に関する情報等の入力に加え、プルダウン方式で回答いただく申請事項を多く設定するなど、極力、申請に係る負担の軽減に努めています。

○発災時に、被災自治体への車両の提供の可否等を真摯に検討することが登録の条件となるため、この旨を申請フォーム上で「承諾」いただきます（「承諾する」にチェックを入れる）。

○必要書類（以下）をアップロードすれば、申請手続は完了です。

D-TRACE上の車両情報の入力画面例

【災害対応車両の登録を受ける場合】

〈必ずご用意いただくもの〉
・欠格事由に該当しないことの誓約書、車両に係る設計図書、竣工図書、写真

〈必要に応じてご用意いただくもの〉
・自動車検査証の写し、食品衛生法に基づく営業許可証の写し 等

【災害対応車両調整法人の登録を受ける場合】
・欠格事由に該当しないことの誓約書、定款その他活動内容が分かる資料

▶登録は5年ごとの更新制です。

▶システム上での電子申請が原則ですが、書面申請も可能です。ご希望の場合、内閣府へお問合せください。

▶常に最新の情報がデータベースに掲載されるよう、登録内容に変更が生じた場合には、ご自身でデータベースにアクセスして変更いただくほか、年に2回（4月30日、10月31日）、掲載されている情報が最新か否かを確認いただきます。

よくあるご質問

質問　登録を受けた場合には、自治体からの車両提供要請に、必ず応じなければなりませんか？

回答　車両の提供可否を真摯に検討いただきますが、その結果、提供が困難と判断された場合には、車両提供の必要はありません。

登録を受けた場合のメリット

○国が運用するデータベース（災害対応車両検索システム）に車両等の情報が記載されるため、災害時の活用可能性が高まります。

○発災後、被災自治体からの要請に基づき車両を提供した場合は、その貸与等に係る対価が被災自治体から支払われます（国は、被災自治体に対し、災害救助法に基づく費用負担を実施）。

○平時には、本制度による登録を受けていない車両と比べて、国や地方自治体が管理する公共施設に優先的に入構し、営業活動を営むことができる場合があります。

お問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館
電話03-3503-9394（直通） FAX03-3502-6034
naikakuhubousai.d-trace@cao.go.jp

災害対応車両検索システム（D-TRACE）の詳細は https://pr.d-trace.go.jpをご参照ください➡

災害対応車両を活用される方へ（地方自治体）

発災時の手順は

○発災後、車両の活用を検討する被災自治体は、災害対応車両検索システム（D-TRACE）上でニーズに沿った車両の検索が可能です。

○被災自治体は、提供を希望する車両の所有者や調整法人との間で、車両提供の可否、期間、費用等について、個別に調整します。

○調整の結果、車両の提供を受けた場合は、被災自治体は、その対価（車両のレンタル費用等）を車両の所有者、又は、調整法人に直接支払います。

○国は、被災自治体が負担した費用について、災害救助法に基づき、最大9割を負担します。

D-TRACE上の車両検索画面の表示例

▶災害対応車両検索システム（D-TRACE）は、全ての地方自治体が閲覧できます。

▶迅速な被災者支援等を実現するため、車両の確保に際しては、被災自治体と車両の所有者等との個別調整を原則としています。一方、被災自治体による個別調整が困難な場合は、国がサポートすることもありますので、内閣府まで、ご相談ください。

▶複数の都道府県において広域的な被害が発生している場合を念頭に、国は、被災自治体又は車両の所有者若しくは調整法人との間で、車両の提供先となる被災自治体の変更を調整させていただくことがあります。

よくあるご質問

質問　災害救助法が適用されていない災害であっても、国による費用負担の対象となりますか？

回答　国による費用負担は、災害救助法が適用された災害に限り行います。

質問　車両の所有者等との個別調整の結果、車両の提供意思が示されました。この場合、当自治体において、当該車両を活用できるとの理解でよいですか？

回答　その理解で結構です。ただし、複数の都道府県において広域的な被害が発生している場合を念頭に、国が総合調整（車両の提供先の変更調整等）を実施する場合があります。

災害対応車両検索システム（D-TRACE）を活用するメリット

○国が運用するデータベース（災害対応車両検索システム）に登録を受けた車両や調整法人の情報が記載されるため、車両を検索する手間が大幅に削減され、迅速な被災者支援等を実現できます。

お問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館
電話03-3503-9394（直通） FAX03-3502-6034
naikakuhubousai.d-trace@cao.go.jp
災害対応車両検索システム（D-TRACE）の詳細は https://pr.d-trace.go.jpをご参照ください➡